

## 尼崎市内テナント事業者向け

## 「緊急つなぎ資金」貸付制度

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少に直面するテナント事業者のみなさんにとって、テナント料は経営上の大きな負担となっています。しかしながら、現在活用できる各種融資制度や、今後実施される国・県等の給付金は、入金までに一定の時間を要するものと考えられます。そこで、尼崎市では、緊急的に、賃料を対象とした「緊急つなぎ資金」の貸付制度を創設します。

## 対象者

市内で店舗を賃借し、事業を運営する  
個人事業主・小規模事業者<sup>(※1)</sup>

## 融資額

店舗等の賃料3ヶ月分まで  
(上限額:50万円)

## 返済

6ヶ月間の据え置き後、一括返済  
(返済期限:年度内)繰上返済も可

## 利子等

無利子・無担保

(※1)小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の商工業者を指します。

受付期間

令和2年4月21日～7月31日

受付方法

- ① 原則:郵送またはメールにて、下記「緊急つなぎ資金貸付係」へ
- ② 尼崎市地域産業課に持参 (阪神電鉄「出屋敷駅」北すぐりベル3F)

提出書類

- ① 貸付金申込書兼借用書<sup>(※2)</sup>
- ② 返済に係る誓約書<sup>(※3)</sup>
- ③ 賃貸借契約書の写し
- ④ 確定申告書等、市内での事業実態を証明できるもの
- ⑤ 運転免許証(裏表)、マイナンバーカード、パスポート等のコピーなど本人が確認できるもの
- ⑥ 振り込み口座が確認できるもの 等
- ⑦ 法人の場合は履歴事項全部証明又は法人登記簿(コピー可)及び代表者の身分を証明をするもの。

(※2・3)は、下記のHPからダウンロードできます。

## &lt;お問い合わせ先&gt;

〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183

尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課  
「緊急つなぎ資金貸付係」

ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

TEL:06-6430-9750

(平日 9時から17時)

電話相談 (平日 9時から17時)

TEL:080-2432-1017

TEL:080-2432-1216

尼崎市 つなぎ資金

検索

最新情報は市地域産業課  
HPをご確認ください。

